

令和2年 第8回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和2年7月1日(水)			
招集の場所	時津町役場第2庁舎4階大会議室			
開・閉議日 時及び宣言	開 議	令和2年7月1日(水)午後1時30分		
	閉 議	令和2年7月1日(水)午後1時57分		
出欠委員の氏名 出席 4名 欠席 1名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	川崎 孝敏	○	
	教育長	相川 節子		○
事務局出席者	教育次長	松園 喜秀	社会教育課長	蒔添 浩明
	学校教育課長	帶山 保磨	教育総務課長	栗山 浩毅
			教育総務課長補佐	前田 和彦
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第7回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第5号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第43号 時津町教育委員会表彰規程の全部を改正する規則

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会事務局
職員人事について）

議案第45号 時津町教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について

閉議・閉会

○ 吉田教育長職務代理者

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和2年第8回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第7回）

○ 吉田教育長職務代理者

日程第1、会議録（第7回）の承認についての件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

無いようですので、令和2年第7回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和2年第7回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 吉田教育長職務代理者

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

事務局から報告をお願いします。

○ 栗山教育総務課長

令和2年6月12日から令和2年7月1日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

○ 吉田教育長職務代理者

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第5号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 吉田教育長職務代理者

続きまして、日程第3、報告5号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての

報告を受けたいと思います。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会のため非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第43号 時津町教育委員会表彰規程の全部を改正する規則

○ 吉田教育長職務代理者

続きまして、日程第4、議案の審議等を行います。

議案第43号、時津町教育委員会表彰規程の全部を改正する規則についての件を議題といたします。

議案第43号について、事務局の説明を求めます。

○ 栗山教育総務課長

議案第43号、時津町教育委員会表彰規程の全部を改正する規則についてご説明いたします。

資料3枚目1ページの時津町教育委員会表彰規程の全部を改正する規則の骨子の1趣旨をご覧ください。

平成31年度に時津町表彰規程が廃止され、規則として再編されたため、教育委員会表彰規程も同様に、例規の整備を行うものです。

次に3ページの(新)時津町教育委員会表彰規則と(旧)時津町教育委員会表彰規程との対照表をご覧ください。

主な改正としましては、規則において、第1条に新たに(目的)を明記しています。

次に、(表彰の対象者)第2条4号において、規程では各民主団体の長とありますが、教育、文化及び体育の振興発展に貢献する団体の長と具体的なものに改めています。

次に、第3条に新たに(表彰の除外)を明記しています。内容としましては、時津町表彰規則により自治功労表彰を受けた者は、教育委員会表彰をしないというものです。

次に、(感謝状の贈呈)第6条になります。規程では、表彰と同じ第2条に6号としてあ

りましたが、規則では感謝状を表彰と分けて明確化しています。

次に、（追彰）第7条及び（委任）第9条を新たに明記しています。

最後に、附則に（施行期日）としまして、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するとしています。

以上で議案第43号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 吉田教育長職務代理者

本案の説明について、ご質問等がありますか。

○ 宮原教育委員

「功労があった者」が、「功績があった者」と変わった意味は何ですか。

○ 栗山教育総務課長

他の自治体の規則等を参考にさせていただいて、より一般的な表現にしました。「功績」を使用することで実績を重視した表現としています。

○ 吉田教育長職務代理者

他に、ご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第43号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第43号、時津町教育委員会表彰規程の全部を改正する規則についての件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会事務局職員人事について）

○ 吉田教育長職務代理者

続きまして、議案第44号、専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会事務局職員人事について）の件を議題といたします。

議案第44号につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 栗山教育総務課長

議案第44号、専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会事務局職員人事

について)、ご説明いたします。

令和2年7月1日付時津町教育委員会事務局職員人事について、教育委員会を招集する暇がなく、専決処分を行いましたので教育委員会の承認を求めるため、この議案を提出するものです。

詳しくは後ろに添付しております「教育委員会事務職職員の人事異動について」をご覧ください。

新しく教育委員会へ異動してきます職員は、別所亮太さんが会計課から学校教育課にまいります。

また、学校教育課藤村駿介さんが町長部局へ出向となり税務課への異動となります。

以上で議案第44号の説明を終わります。

○ 吉田教育長職務代理者

本案の説明について、ご質問等ありませんでしょうか。

○ 宮原教育委員

この時期に人事異動があったのは、何か理由がありますか。

○ 栗山教育総務課長

今回は、課税事務が終わった税務課職員を含めた在籍が長い職員についての人事異動に伴う異動となっております。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 吉田教育長職務代理者

他にご質問はありませんか。

無いようですので、直ちに採決します。

議案第44号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第44号、専決処分の承認を求めることについて(時津町教育委員会事務局職員人事について)の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第45号 時津町教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について

○ 吉田教育長職務代理者

続きまして、議案第45号、時津町教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱についての件

を議題といたします。

本案につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 栗山教育総務課長

それでは、議案第45号、時津町教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱についてご説明いたします。

本議案は、時津町教育振興基本計画策定委員会設置条例第3条第2項に基づき提出するものです。

教育振興基本計画は、教育委員会に関連する施策についての計画・目標であり、本町の教育行政推進の指標と位置づけられており、昨年度開催されました総合教育会議を経て策定されました時津町教育大綱の他、時津町総合計画、国・県の教育振興基本計画の内容を参酌して策定されます。

策定に当たっては、同条例で、時津町における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるため、時津町教育振興基本計画策定委員会を設置する。委員は教育委員会が任命するという規定となっております。

添付しております時津町教育振興基本計画策定委員会委員一覧をご覧ください。

本委員会委員につきましては、記載のとおり、令和2年8月1日付けで池田浩氏ほか9名の方につきまして、令和2年8月1日から令和4年7月31日までの2年間を任期として、委嘱したいと考えております。

以上で議案第45号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 吉田教育長職務代理者

本案の説明について、ご質問等ありませんか。

○ 宮原教育委員

委員でPTA会長等に異動があった場合は、どうなりますか。

○ 松園教育次長

委員は、設置条例第3条に小学校、中学校の保護者となっておりますので、その団体に相談して、次の方をお願いすることとなります。

○ 川崎教育委員

教育振興基本計画は、いつからの適用となりますか。

○ 栗山教育総務課長

今年度に策定し、来年4月から5年間となります。

○ 宮原教育委員

策定委員の委嘱期間は、令和4年7月31日までとなるのですか。

○ 松園教育次長

条例に委嘱期間は2年となっています。

○ 川崎教育委員

町には色んな計画があって連動しているが、対象期間がずれています。おおもとは総合計画で、教育分野については教育大綱があって、教育振興基本計画は、それに基づいて作られるのですか。

○ 栗山教育総務課長

教育大綱の柱に沿って、具体的な計画である教育振興基本計画を策定することになります。

○ 吉田教育長職務代理者

他に、ご質問はありませんか。

質問は無いようですので、直ちに採決します。

議案第45号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第45号、時津町教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これもちまして、令和2年第8回時津町教育委員会会議を閉会します。